

駿 博 会 会 則

平成 19 年 6 月 26 日制定

平成 19 年 7 月 1 日施行

平成 22 年 6 月 5 日一部改定

平成 27 年 5 月 16 日一部改定

令和 2 年 6 月 6 日一部改定

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、日本大学理工学部駿博会（以下駿博会という）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務局を日本大学理工学部内に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 駿博会は、日本大学大学院理工学研究科、理工学部及び短期大学部船橋校舎（以下理工学部という）の研究活動の進展と大学院学生の育成に寄与し、もって日本大学並びに広く国家社会の発展に貢献するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 駿博会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 駿博会駿博奨励賞の授与
- ② 講演会の開催
- ③ 学術賞等表彰式における学位取得者への記念品贈呈
- ④ 理工学部における教育及び研究の補助協力に必要な事業
- ⑤ 会報等の発行
- ⑥ 会員名簿の管理
- ⑦ 駿博会駿博功労賞の授与
- ⑧ 駿博会駿博指導者賞の授与

2 前項第 1 号に定める事業については、別に定める。

第 3 章 会 員

(会 員)

第 5 条 駿博会の会員は、本会の目的に賛同して入会した理工学部教職員（元教職員を含む）及び校友で博士号を有している者とする。

(入 会)

第 6 条 本会に入会を希望する者は、所定の入会申込書を会長に提出する。

(会 費)

第 7 条 会員は、年会費又は終身会費を納入しなければならない。

2 前項第 1 号の年会費又は終身会費については、別に定める。

3 海外居住者又は 1 年以上の長期海外出張者の年会費は、免除することができる。ただし、研究出張等で一時的に海外に在留する場合はこの限りではない。

4 いったん納入した年会費又は終身会費は、返還しない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- ① 退会を申し出たとき
- ② 正当な理由なく会費を滞納し、督促を受けてからその年度内に納入しないとき
- ③ 除名されたとき
- ④ 死亡したとき

(退 会)

第9条 退会を申し出る会員は、任意の書式による退会届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第10条 会員が駿博会の会則に違反し、又は、本会の名誉を著しく傷つける行為があった会員を、理事会の3分の2以上の賛成により、除名することができる。

2 理事会は、除名決議の前に、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 役 員

(役員の種類別)

第11条 本会に次の役員をおく。

- ① 理事 20名以内
- ② 監事 2名

2 前号第1項に定める理事には、会長、副会長、総務委員会役員、大学院担当、研究所長及び学部事務局代表者を含む。

(選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長は理工学部長とし、副会長は会長が指名する。
- 3 監事は、理事を兼ねることはできない。
- 4 監事は、理工学研究科に設置された専攻順に各専攻から1名とする。

(職 務)

第13条 会長は、本会の業務を統括し、代表者となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。また、総務委員会の議長となる。
- 3 理事は、理事会を構成し、総会における審議事項及びその他本会の重要事項を審議決定する。
- 4 監事は、本会の会計を監査し、理事会に報告しなければならない。

(役員任期)

第14条 本会の役員任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は任期満了後においても新規役員が選出されるまでの間は、なおその職務を行わなければならない。

第5章 会 議

(種 別)

第15条 本会の会議は、総会、理事会及び総務委員会の3種とする。

- 2 総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。
- 3 総務委員会は、会長又は理事会から委託された事項を企画、立案、駿博奨励賞受賞者の選考、駿

博功労賞受賞者の選考、駿博指導者賞受賞者の選考及び本会の運営に関する事項を審議し、理事会に上程する。

(構成)

第16条 総会は、理事及び会員をもって構成する。

2 総務委員会は、理事の中から会長が指名した者で構成する。

(総会)

第17条 総会は、以下の事項について議決する。

① 事業計画及び収支予算

② 事業報告及び収支決算

③ 役員の選任又は解任

④ その他本会の運営に関する重要事項

2 通常総会は、会長が招集し、毎年1回開催する。

3 通常総会の議長は、会長がこれに当たる。

4 通常総会は、会員総数の5分の1以上の出席（委任状提出者を含む）により、有効に成立する。

5 通常総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否票同数のときは、議長の決するところによる。

6 臨時総会は、会長が必要と認め招集した場合に開催する。

(理事会)

第18条 理事会は、以下の事項について議決する。

① 総会に付議すべき事項

② 総会の議決した事項の執行に関する事項

③ その他総会の議決を要しない事項

2 理事会は、会長が必要と認め招集した場合に開催する。

3 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

4 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否票同数のときは、議長の決するところによる。

(総務委員会)

第19条 総務委員会は、以下の事項について議決する。

① 理事会に付議すべき事項

② 会長又は理事会から委託された事項の企画、立案に関する事項

③ 駿博会駿博奨励賞受賞者の選考に関する事項

④ 駿博会駿博功労賞受賞者の選考に関する事項

⑤ 駿博会駿博指導者賞受賞者の選考に関する事項

⑥ その他事務処理を含む本会の運営に必要な事項

2 総務委員会は、副会長が必要と認め招集した場合に開催し、その議長となる。

3 会長は、必要に応じ総務委員会に出席することができる。

第6章 会 計

(予算財源)

第20条 本会の予算財源は、次の各号に掲げるものをもって充てる。

① 会員からの年会費

② 寄付金

③ 理工学部からの補助金

④ その他の収入

(事業計画及び予算)

第 21 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、総務委員会が原案を作成し、会長の承認を得て総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第 22 条 本会の事業報告及びこれに伴う収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに総務委員会が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 23 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(所 管)

第 24 条 本会の事務は、原則として総務委員会が行う。ただし、必要に応じてその一部を理工学部庶務課に委託することができる。

附 則

- 1 この会則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 平成 7 年 6 月 15 日付け制定の駿博会規約は、廃止する。